

静岡県公安委員会規則第8号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（交通規制の対象から除く車両の指定申請等）</p> <p>第3条の3 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 前条第2項第3号又は同条第3項第9号に規定する車両に係る標章</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 当該車両の運転者の<u>自動車運転免許証</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>3～10 （略）</p> <p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 当該申請に係る車両の運転者の<u>自動車運転免許証</u></p>	<p>（交通規制の対象から除く車両の指定申請等）</p> <p>第3条の3 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 前条第2項第3号又は同条第3項第9号に規定する車両に係る標章</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 当該車両の運転者の<u>運転免許証、免許情報記録確認書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）様式第34号）又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>3～10 （略）</p> <p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 当該申請に係る車両の運転者の<u>運転免許証、免許情報記録確認書又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）</u></p>

5～10 (略)

(安全運転管理者等の選任、解任等の届出)

第17条 法第74条の3第5項の規定による公安委員会に対する安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更（規則第9条の12第1号、第2号、第4号及び第5号に係る変更に限る。）の届出は、自動車の使用の本拠ごとに別記様式第12の届出書を提出して行わなければならない。この場合において選任の届出には、次の各号に掲げる書類（規則第9条の12第4号に掲げる事項の変更の届出には、第1号の書類）を添付するものとする。

(1) 住民票の写し又は自動車運転免許証の写し

(2)～(4) (略)

5～10 (略)

(安全運転管理者等の選任、解任等の届出)

第17条 法第74条の3第5項の規定による公安委員会に対する安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更（規則第9条の12第1号、第2号、第4号及び第5号に係る変更に限る。）の届出は、自動車の使用の本拠ごとに別記様式第12の届出書を提出して行わなければならない。この場合において選任の届出には、次の各号に掲げる書類（規則第9条の12第4号に掲げる事項の変更の届出には、第1号の書類）を添付するものとする。

(1) 住民票の写し、運転免許証の写し又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードの表面の写し

(2)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第10を次のように改める。

別記様式第10（第16条関係）

<p>安全運転管理に関する教習申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">（ふりがな）</p> <p style="text-align: center;">申 請 者</p> <p>道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に規定する自動車の運転の管理に関する教習を受けたいので申請します。</p>					
自動車の使用の本拠の名称及び位置					
住所・氏名・年齢	年 月 日生（ 歳）				
現在の職務上の地位					
運 転 免 許	免 許 証 番 号 年 月 日 公安委員会交付 免許情報記録番号 年 月 日 公安委員会記録等 免 許 の 種 類				
安全運転管理に従事した経験	年月 ～ 年月	期間	事業所等名	職務上の地位	仕事の概要
	. . ～ . .	年 月 . .			
	. . ～			
	. . ～			
摘 要					
※ 備 考	出席 欠席 修了証書第 号				

別記様式第11の2を次のように改める。

別記様式第11の2（第16条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>安全運転管理者等資格認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">(ふりがな)</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p>道路交通法施行規則第9条の9に定める 安全運転管理者 の資格認定を受けたいので 副安全運転管理者</p> <p>申請します。</p>					
自動車の使用の本拠 の名称及び位置					
住所・氏名・年齢		年 月 日生（ 歳）			
現在の職務上の地位					
運 転 免 許		免許証番号 年 月 日 公安委員会交付 免許情報記録番号 年 月 日 公安委員会記録等 免許の種類			
安全運転管理に従事 した経験	年 月 ～ 年 月	期間	事業所等名	職務上 の地位	仕事の概要
	. . ～ . .	年 月 . .			
	. . ～			
	. . ～			
摘 要					
※ 備 考		可 否 認定書第 号			

別記様式第12を次のように改める。

別記様式第12 (第17条関係)

※整理番号	・	号										
安全運転管理者 副安全運転管理者 の選任・解任・届出事項の変更 届出書												
静岡県公安委員会 殿											年 月 日	
ア 安全運転管理者 副安全運転管理者				を 選任・解任				イ 届出者 (使用者)				
したので、お届けします。							届出者の氏名 又は法人の名称 及び代表者の氏名					
届出事項 (イ、エ、カ、コ、サ) を変更							住 所			電話 ()		
							〒			FAX ()		
ウ 選任年月日	年 月 日											
エ 安全運転管理者等氏名	(ふりがな)											
オ 資 格 要 件	生 年 月 日 (年齢)	・ ・ ・ (歳)										
	安 全 運 転 者 安 管 理 者	1 運 転 管 理 経 験 2 年 以 上	2 運 転 管 理 経 験 1 年 以 上 で 教 習 修 了	3 公 安 委 員 会 の 認 定								
	副 安 全 運 転 者 副 安 管 理 者	1 運 転 管 理 経 験 1 年 以 上	2 運 転 経 験 3 年 以 上	3 公 安 委 員 会 の 認 定								
カ 職務上の地位												
キ 運 転 免 許 関 係	免 許 証 等 番 号	第 号										
	交 付 年 月 日 等	年 月 日										
	免 許 の 種 類											
<input type="checkbox"/> 運 転 免 許 証 <input type="checkbox"/> 免 許 情 報 記 録 個 人 番 号 カード	免 許 年 月 日	・ ・ ・ ・ ・										
	交 付 等 公 安 委 員 会 名	公 安 委 員 会										
ク 勤 務 形 態 等	勤 務	日勤・隔日・その他 ()										
	◎ 安全運転管理者	氏 名				※整理番号						
	副安全運転管理者 (届出する者を含む。)	有 (名) ・ 無										
	従 業 員 数 (使用の本拠の従業員数)	名										
ケ 自 動 車 の 運 転 の 管 理 に 関 する 経 歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名		職 名								
	～											
	～											
備 考												

コ	名 称												
	位 置 (所在地)	(〒) (電話) (FAX)											
	業 種 別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融・保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 代行業 17 その他 具体的な職業 () 例 菓子屋等											
使用の本拠	サ 自 動 車 台 数	乗 用				貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	自 二	計
		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 型	中 型	準 中 型	普 通				
使用の本拠における自動車台数・運転者数	シ 運 転 者 数	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	計	大 自 二	普 自 二	小 型 特 殊	計	
			二 種	一 種	二 種	一 種	準 中 型						二 種
ス 前 安 全 運 転 管 理 者 等	解 任 年 月 日	年 月 日											
	氏 名												
その他	解 任 事 由	1 死 亡 2 退 職 3 転 任 4 解 任 命 令 5 其 他 ()											
	安 全 運 転 管 理 者 等 の 経 験											有 ・ 無	
	安 全 運 転 管 理 者 等 と し て の 講 習 受 講 経 験											有 ・ 無	
その他	運 行 管 理 者 の 経 験											有 ・ 無	
	備 考	※旧整理番号 号											

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 (事業所コード)

2 ◎印の欄は、副安全運転管理者の届出の際に記載すること。

3 ※の欄は、記載しないこと。

附 則

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県道路交通法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。